



集合住宅 支援

地球温暖化防止 ヒートアイランド現象の緩和へ！

週刊 市議会報告

日本共産党

2017年8月21日

第1425号

【発行】

日本共産党

浦安市議団

☎ & FAX

047-350-1243



市議会議員
元木美奈子

入船 4-37-14

☎355-8526

minamotonton@

jcom.home.ne.jp



市議会議員
美勢麻里

北栄 2-3-16-203

☎354-9269

m5mise@jcom.

home.ne.jp

集合住宅へも支援の充実を

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減への対策が喫緊の課題となっております。
集合住宅への支援制度を充実してほしいという要望を受け、千代田区の先進的な対策を元に6月議会でご一般質問しました。

浦安市では、省エネルギー化を促進するための新エネルギー・省エネルギー機器やシステム導入への支援について、戸建て住宅へは、太陽光発電システムや家庭用燃料電池システムなどを設置するエコホーム補助金を交付していますが、集合住宅へは街灯をLED化する場合の補助金のみとなっております(下表参照)。

6月議会で日本共産党は千代田区の集合住宅への省エネルギー改修等への助成について示し、浦安でも導入するよう求めました。

省エネルギー ヒートアイランド現象 緩和への助成を

千代田区では、都市部のヒートアイランド現象緩和、地球温暖化防止・都市景観の向上など、良好な生活環境の保全及び改善を図るとして、国や都からの補助金がないなか単独事業として省エネルギー改修等への助成やヒートアイランド現象を緩和する対策の費用の一部を助成しています(下表参照)。

答弁に立った都市環境部長は「集合住宅への新エネルギー、省エネルギー機器等の導入に対する、共有部分の照明のLED化等の他の事例を参考に調査研究していく」と答えるにとどまりました。
日本共産党は今後も改善を求めていきます。

浦安市分譲集合住宅の街灯補助金

管理組合が管理する街灯の新設や維持管理経費の全部または一部を補助

対象	市内の分譲集合住宅の管理組合
補助金の額	街灯1基の新設設置経費10分の2以内で10万円限度、年度内3基まで

街灯維持管理	改修、修理経費10分の8以内で10万円限度。LED以外からLEDへの改修・修理は、35万円からLEDへの改修・修理以外に要した経費を差し引いた額を限度とする
--------	--

支払った街灯電気料の額

2017年度千代田区の集合住宅への省エネルギー改修等助成制度

助成対象	助成項目	助成内容
一般家庭 (マンション専有部含む)	エネルギー管理システム(HEMS)、太陽光発電システム、蓄電システム、燃料電池システム、高効率ガス給湯器、LED照明改修工事、窓断熱対策(二重窓・複層ガラス)	対象経費20%(上限合計50万円)
マンション共用部	LED照明 空調	対象経費の20% ~100戸 上限100万円 101~200戸 上限200万円 201戸~ 上限300万円

ヒートアイランド現象を緩和する対策の費用の一部を助成⇒屋上緑化や壁面緑化、屋上に高反射率塗料を塗布する工事、窓ガラスへの日射調整フィルム・コーティング材による遮熱対策、ドライ型ミスト発生装置の設置など

「共謀罪」(テロ等準備罪)法の撤回を求める意見書

6月議会意見書

被災者の住宅再建支援制度の抜本的拡充を求める意見書

6月議会最終日、日本共産党浦安市議団は広瀬明子議員と共に2本の意見書を発議し、民進党議員2人が賛成しましたが、5対15で否決されました。意見書の内容を報告します。

全国どこでも大規模な自然災害に

東日本大震災から6年余が過ぎましたが、今なお15万人の被災者が応急仮設やみなし仮設住宅での生活を余儀なくされており、生活と生業の再建は道半ばです。2014年8月には広島市の豪雨土砂災害、2015年9月に関東東北豪雨災害、2016年の4月に2度も震度7の激震が熊本市で発生し、大量の家屋が全半壊・一部損壊する被害が発生しています。

地球温暖化も影響したゲリラ豪雨や竜巻などの異常気象が発生し、地震の活動期に入っているわが国では、大規模な自然災害は全国どこでも起きる可能性があります。

被災者の最大の願いは一日でも早く安心できる住まいや生活空間を得て地域で暮らすことです。

住宅の再建は、一人ひとりの被災者の生活再建の要であるとともに、地域

「共謀罪」(テロ等準備罪)法は、国民への説明不足と十分な議論抜きに採決を強行しました。

これほど重大な法律を強行採決で押し切ったことは、与党勢力が国会で圧倒的多数を占めながら、国民の前で堂々と議論する正当な理論も根拠もないことを示しています。

思想・良心の自由などを脅かす憲法違反

そもそも、国際組織犯罪防止条約(TOC条約)の主眼は、マフィア等の国際的な経済犯罪への対策なのであり「テロ対策」ではありません。現状の国内法でも条約の締結は可能だとされており、「立法事実」が問われています。

また、「共謀罪」法は、日本の自由と民主主義を押しつぶす憲法違反の法律です。この法律は、「何をしたか」ではなく「何を考え、合意したか」を罪にする、「内心を罰する」ものなのです。日本は戦前、治安維持法によって国

への定住を促し、人口流出を防ぎ、地域の活力やコミュニティを保つためにも不可欠であり地域全体の復興を左右する重要な課題で、公共性のある施策です。

最高額を500万円に増額を

被災者生活再建支援法は施行後、2度の改正が行われ、2007年度の改正の際の「4年後に制度の拡充に向けて見直す」付帯決議はいまだに実現していません。

現在、全壊家屋の再建に最大300万円が支給されますが不十分です。資材や人件費等の高騰の下で自宅再建や住宅確保のためには500万円への増額が急務です。

自然災害による全半壊の住宅被害はもとより圧倒的多数の一部損壊の被災者からも悲鳴があがっています。

すべての被災者の住宅再建を支え、従来の生活と生業を取り戻すためには国による支援が不可欠です。

民の思想を取り締まり弾圧した痛苦の反省から、憲法で「思想・良心の自由」(第19条)、「集会・結社・表現の自由」(第21条)、「集会・結社・表現の自由」(第21条)、「通信の秘密」(第21条)等を定めたのです。その憲法を根底から覆すことになる「共謀罪」法は到底認められるものではありません。

人権を制約する恐れがある

さらに、「一般人は対象にならない」といながら「一般人から一変する危険もある」として、警察の判断で尾行・張込・潜入・盗聴など、国民に対する監視を合法とするものです。国連の人権理事会が任命する「特別報告者」から安倍首相宛てに書簡が届き、「共謀罪」法は「人権を制約する恐れがある」と指摘されるほどの悪法なのです。

子どもたちに平和な未来を手渡すためにも、自由に物が言えない社会など絶対に許すことはできません。